

政策シンポジウム「子どもの視点から考える共同養育」
2025年6月12日衆議院第二議員会館B1F第6会議室にて開催

議事録要旨

池田氏「まず初めに、本日の登壇者をご紹介します。柴山先生は今日臨時に出ていただきました。ありがとうございます。共同養育支援議連の柴山先生です。放送作家、小説家でいらっしゃる岩崎夏海先生、弁護士の紀藤正樹先生、共同養育サポーターむすびのしばはし聡子代表、それからフリーアナウンサー長谷部真奈見様、それから私どもの機構の理事でございますジャーナリストの神田知子、今、市村先生がお見えになりました、衆議院議員の市村浩一郎先生でございます。まず初めに基調報告をいただきます三谷英弘衆議院議員でございます。三谷先生に基調報告をお願いいたします。その前にも柴山先生、お時間もありますので、ご挨拶ありましたら一言いただけたらと思います。」

柴山氏「今日は貴重な企画を催していただきありがとうございます。この後、三谷事務局長議連事務局長からお話があるかと思います。法改正こそ実現をしたんですけども、ただ、この法改正の施行が実はまだこれからというところでありまして、なかなか現場ではせっかくこの法改正が実現をしても、その施行のための準備が十分できているのかどうか、また実際に法律が改正施行されても本当に現場が変わっていくのかということについてたくさんの方が懸念をしているところであります。今日はですね、皆様の不安がなくなるような、そんな機会になればなというふうに思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。」

池田氏「それでは早速、三谷先生から基調報告をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。」

三谷氏「みなさんこんにちは。ただいまご紹介いただきました、共同養育支援議連の幹事長を務めております。共同養育を進めるための様々な活動を進めさせていただいております三谷英弘と申します。よろしくお願いいたします。弁護士として仕事をしてきた時に、依頼者が子供を連れて出て行かれた後に、いくらどのような手を尽くしても、子供を取り戻すことができないだけではなく、もう二度と会うことすらままならないという状況がありました。その中でワンサイドゲームになってしまっているというような状況がフェアではないという率直な実務家としての感覚がありました。そういう問題意識を持ってこの世界に入りましたところ、本当に同じような思いをされている方々、子供に会えない親御さん、あるいは親に会えないお子さん、そういった方々から多く話を伺うということになりまして、それを何とかしなければいけないんじゃないかということで、ちょうど折しも立ち上がったですね、当時は「親子断絶防止法」を制定しようという議連に私も加えていただきまして、何とか親子の絆が途切れないような形をということで、様々な取り組みを進めさせていただきました。その中でこの親子断絶を防止するという表現はあまりにもよくないんじゃないかということで、むしろ前向きな表現でということで、「共同養育を進めていこう」というふうに若干表現を変えました。最初、共同親権は相当先の話なので、共同養育さえできればいいということでしたが、やっぱり議論を進める中で、ここはやっぱり親権というものを、それを両者に認めていくという方向にした方がいいのではないかということで、議連の中でコンセンサスが取れまして、議連の方向性を共同親権というものを離婚後も認めていこうというふうにその狙いをバージョンアップさせまして活動をしていき、そして去年の5月、民法改正というところまで何とか至ったというのが大きな流れであります。

従前より、日本においては離婚をしたら親子が会えないのはむしろ当たり前で、様々なドラマのモチーフにもなっています。例えば50代、60代ぐらいのトラックの運転手が、2歳とか3歳ぐらいの娘の写真、古びた写真を見て、今は大きくなったかなと懐かしそうに言うシーンなど。そういった情景というのは当たり前のようにはありました。

けれども、世界ではこれは決して当たり前じゃないということを一生懸命言いました。しかし、「いや、日本ではこれが当たり前なんだから」となかなかその当たりの壁が突き崩せませんでした。我々としては、この子どもを同意なく家の外に連れていくということがどれだけ当たり前じゃない

かつていうことを法的に評価しようということで、それを警察庁あるいは検察庁、裁判所とも話をし、これがその未成年者の略取・誘拐等に当たるんじゃないかという整理も行わせていただいたり、子どもの連れ去りということが逆に子どもに対するDVだ、子どもに対する虐待だというような観点でも色々な議論もさせていただきました。

子供を連れ去るということ、子供と親を引き離すということが社会的な悪であり、そしてこの法律に照らしてもそれは適法だと胸を張って言えない状態だということをまずは周知しようという、そういった取り組みも行わせていただいて、そういった理解は広がってきたと思います。

勝手に子どもを連れ出して、親子の関係を引き離してしまうということが、社会的に認められるべきことではないという理解が広まったからこそ、共同親権という動きにつながっていった、その一つの大きなきっかけなんだろうと思っています。

そういう意味では、子どもの連れ去りというのは誘拐ですという我々の主張は、それなりに今回の法改正を行う上で大きな意味はあったと思っています。ただ、我々が今後考えていかなければいけないのは、その先のメッセージなんですね。

我々はこの文化を変えることには一定程度成功しました、子供を勝手に連れ去って親子を引き離すことはいけないことだと。だとしたら、我々が次にどうすべきかといえば、この親子の関係をしっかりと紡いでいく。

離婚した後も、お父さんとお母さんは、子供のために、できる範囲で協力をするという方向に持っていかなければいけない。そのための共同養育計画であり、そのための様々な裁判所の支援、あるいは行政の支援なんだというふうに思っています。

我々が法改正に一定の結果を出した以上は、それを踏まえて親子の関係をしっかりと修復していく、あるいはその子供に関して別れた、いがみ合っている夫婦でも、しっかりとその点に関しては、協力することが当たり前だという社会を作っていかなければいけないというふうに思っていて、そのこのマインドをですね、さらにもう一段階前に進めていく、そういったことが必要になってきている状況ではないかなと思っています。

基調報告で私から言いたいことは、もうフェーズが変わったということなんです。

もう引き裂くこと、関係を絶つこと、あるいはその子供に対するその養育義務を、その協力義務を果たさないことが悪であるということになっている以上は、騒げば騒いだ方が損なのです。

だから、当然のように相手方に対して本当にナイスな態度をとっていく方がプラスになるというような社会を作っていくべきだというふうに思っています。そのことにより、子どもがお父さんにも、お母さんにもしっかりと会うことができる社会を作っていくことができると思いますので、それに向けて頑張っていきたいと思っています。」

池田氏「それでは、ディスカッションの開始に先立って、登壇者の皆さんに一言ずつ、まずご挨拶をいただいてですね、それから内容に入っていきたいというふうに思いまして。お一人三分ぐらいで、どんな今日はお立場で参加されているのかということと、このテーマに対してまずもってどういうお考えをお持ちなのかということも含めて自己紹介をお願いできればと思っています。」

市村氏「皆様こんにちは。 私は、日本維新の会所属の衆議院議員に市村浩一郎と申します。今、三谷先生の方から基調報告いただきました。ようやく共同親権になりました。これからまさに三谷先生がおっしゃるように、これから子供の立場になって、子どもの視点に立って、これから制度をもっと良くしていこうというのはその通りなんです。

ただ、私が今申し上げたいのは、制度の狭間というかですね、今までの制度を悪用した人たちがいてですね。私はもうあえて実子誘拐と、今、最近呼んでいますけれども、実子誘拐の被害者である方が

ですね、いろんな制度の狭間をうまく利用されて、悪用されて、乱用されて、で、なんと被害者が加害者とされてですね、そのレッテルを貼られたまんま裁判の場に出されて、もう全く話を聞いてもらえなくて、一方的にもうレッテルを貼られたまんまの判決が出ると。または、示談に追い込まれる、泣き寝入りをさせられる。このような実態があるということを私はいろんな立場いろんな方面の方と話をしながら、今その実態を浮かび上がらせることができたと思っています。

明日も実は内閣委員会 15 分ありまして、児童相談所の問題も取り入れてですね、いかに善良な人が追い込まれていくか、営利目的誘拐と言ってもいいようなことで追い込まれていくかということをもた明らかにしていきたいと思っています。そういう立場で今日は参加させていただいております。どうぞよろしくお願いを申し上げます。ありがとうございます。」

岩崎氏「はい、皆さんこんにちは。作家の岩崎夏海と申します。僕自身は、15 年ぐらい前にその“もしドラ”って本を書いて多くの方に読んでいただいたという経歴の持ち主です。それとは別にですね、1997 年ですね、離婚を経験してですね。そこから月に一回子供と会うという期間を経て、7 歳になる年に 6 歳の時だったんですけども、そこから一度も会っていないという。息子は 1997 年に生まれたので、もう 28 歳になるかと思うんですけども、それ以来一度も会っていないという立場です。

僕がその離婚とその経過において感じたことはですね、その性格の不一致から離婚するという形になったんですけども、僕も元妻もですね、単独親権とか、親権がどうなるのかを知らなかった。その当時はまだ情報がなかったので、アメリカの映画とかで見た、離婚した夫婦が週末に子供を送り迎えして、子供が両方を行き来するみたいなことをイメージしてたんですけども、全然様子が違うことに気づいてですね。最初は妻もそこまでこだわっていなかったと思うんですけど、単独親権というのが分かった途端にですね、攻撃的になるというか、それでやがて何か子供に対して良くない発言をしたみたいなことを言い出したんですね。

家庭裁判所で印象的だったのは元妻が言っていることも僕が言っていることもですね、その調停委員の方は馬耳東風で結局ハイハイって言いながらですね、最終的にはその既定路線の結論になり、裁判官がはいはいっていう形で 5 分ぐらいで判子を押して終わりっていうような結果でした。

そういう何かベルトコンベアーに流されていった先にですね。あの、想像もしてない地獄が待っていたっていうか。法律の矛盾みたいなものがですね、葛藤を高める構造になっていて、それは何て言うんですかね、「法に殺される」という気がしました。それが僕は一番是正すべきと言いますか、この法が持っている、その恐ろしさじゃないかなと思っています。」

紀藤氏「弁護士の紀藤です。三谷さんも柴山さんも弁護士ですので、弁護士でないとなかなかわかりにくい実務の話っていうのはなかなか難しいと思いますので、あとからも説明する機会があれば簡単に説明したいと思うんですけど、現場が変わらないと全く変わらないだろうなと思っているのが、やっぱり司法の絶望感があるんですよね。家庭裁判所がやっぱりほとんどこの問題の元凶というかですね、後見機能を果たす家庭裁判所がなぜか後見機能を果たさず、当事者の立場が対立している場合は、その対立を助長させるということになっていると。

これはやっぱりルールのある社会である以上、やっぱりルールがきちっと定まる必要があって、現場が変わるかどうかなというの、国会でルールをきちっと決めていただく必要があるし、国会は三権分立となって今まで司法にあまりにも優しすぎたんじゃないかと思うんですよね。立法機関が最も重要で、立法機関の中でこうやって国民の民意を反映して、そして最終的に司法も変えていくというような発想でなければ、本当の意味での三権分立や民主主義が保たれない。

共同親権の問題はですね、私、裁判所のあり方がおかしいということで、国賠訴訟までやってたんですよ。ホームページとかに記載されていますので見ていただければと思いますが、裁判官を訴えるという珍しい訴訟をやりました。しかし、定年間近の裁判官、六十三歳、四歳の裁判官ですらですね、実務を変えられないというところで、やっぱりそういう意味でも絶望感を感じさせられました。後にお話ししますので、以上にします。はい、ありがとうございます。」

しばはし氏「皆さん初めまして。一般社団法人りむすびのしばはし聡子と申します。私は、離婚した後の二人親、共同養育をするためのアプローチという面での支援を行っている団体になります。簡単に自己紹介すると、私自身がですね、離婚経験者で、父親と子供を会わせることに後ろ向きな同居親の当事者でした。やはり息子がそれで不安定になってしまった、その後悔をきっかけに、現在離婚しても親は関わり続けるんだよ、親子関係も続くんだよってことを世の中に伝えたいという思いでこの活動を始めております。主にやっている内容としては、できるだけ争わずに父母の関係を作りましょうというようなカウンセリングでしたり、あと没交渉の父母の間でお子さんをお預かりして、もう一人の親御さんに連れて行くという親子交流支援などなど、あとADRっていうものを行っています。子どもになかなか会えない別居親、そして会わせたくない同居親両方の間に入る支援をしているんですね。今ちょっと別居親の側のお気持ちっていうのがたくさんお話あったかと思うんですけど、同居親側のお気持ちというところも少し触れさせていただくと、よく皆さんおっしゃるのが、『こんなに争うつもりはなかった』と。会わせないっていうことは、説明がつかないと思うんですね。ただ、それを『知らなかった』っていう、『離婚したら一人親だと思ってた』みたいなこと。あとは『弁護士に相談したりとかすると、会わせたくないって言ったら、それをなんとか叶えようとしてくれる』ですか。『相手と一回でもごめんなさいっていうやりとりができればこんなにはならなかった』ってよく聞くんですね。裁判所の構造上の問題だと私は本当に思っています。皆さん同居中よりも調停係争中に関係悪化していませんか？そんな方をたくさん見てるとですね、話し合いをできるはずの場なのに、だんだん悪化していくっていう、ここが本当に、紀藤弁護士もおっしゃっていたように、その構造の改革というのは必要だというふうに思っています。

今回の法改正で父母の尊重を協力しなさいっていうすごくパワーワードが出て、私はすごくありがたいことだと思っています。なぜなら、会わせないと尊重協力じゃないよってことなので、それによって、親権を取れなくなってしまうぐらいの強制力があるんじゃないかなって思っているんですね。離婚しても二人親なんだってことを世の中に広めるという意味で、この共同親権導入というのはすごくこれから楽しみになってくると思います。子供が望むのは、たくさんの回数会えることも大事なんですが、父母がとにかく争わないこと。争っている父母の間を行き来する頻回な共同養育を子供が喜ぶかと思うと、そうは思いません。離婚で争わない。“そして”離婚しても二人親なんだ“って。この、この二つだけ世の中に広まれば、ある程度解決すると思ってるんですね。なので、そのすごく簡単なシンプルなことを、私たちはこれからも訴え続けたいなというふうに思っておりますし、現場の支援の立場というところで、これからも活動を進めていきたいなと思っております。」

長谷部氏「皆様はじめまして。長谷部まなみと申します。少し簡単に経歴をお話しさせていただきますと、大学を出て新卒で外資系の証券会社に勤めておりました。そこから本社のあるニューヨークで勤務中に 9.11 の世界同時多発テロに遭遇しまして、そこでジャーナリズムの方に興味を持ちましてその後も帰国して日テレ系列局の福井放送というところで記者兼アナウンサーとして活動しておりました。その後に現在はフリーとして局や媒体を問わず活動している状態です。今年の 3 月にですね、私の娘が中学を卒業したのをきっかけに、娘と一緒にアメリカのハワイ州に移住をいたしました。今月の末でちょうど 1 年になるところです。今日私がお話させていただこうと思っておりますのは、実はその外資系の証券会社時代に東京採用女性 4 名いたんですが、そのうち 3 名がシングルで、ほぼ 99.99% 単独で子供を育てていました。当時色々話を聞いていたのですが、ハワイ移住してみると全然違うということに驚きまして。ハワイ州は 5 月で一旦年度は終わるんですけども、その卒業式に高校の卒業式に前のお父さんと今の一緒に住んでいるお父さんですね、両方のお父さんが一緒に駆けつけてイベントを祝ったりだとか、それからあとハイキングに行くときにはお父さんも一緒に来ている。実は離婚してもう長いんだということで、今日ハイキングだからお父さんをお願いして来てもらった、そんなようなことが普通にあったので、この違いは何なんだろうかというふうに思っておりました。

中でも今日ちょっとお話ししたいのはあるケースです。日本人の女性が現地のアメリカ人と結婚をして、子供が二人いて、離婚をしてその後日本人男性と再婚をするんです。その時にもと夫の二人の子供を日本に連れて帰ろうと思って連れて帰ったところ、元夫から訴えられ、二週間以内にアメリカに連れて帰らないと誘拐罪で訴えられるっていうところで、夫が日本まで子供を連れ戻しに来るというケースがありました。お伝えしたいのは、二つのことですね。子供の心情の変化。あの離婚をして共同で養育していく中で、子供の気持ちにどんな変化があったのかということが一つ。もう一つが夫

婦間で、離婚した後に共同養育をしていく中で、どんな感情の変化があったのかというところを聞いてきたので、この辺り少しお話、後ほどさせていただければと思っております。今日はどうぞよろしくお願いいたします。」

神田氏「はじめまして。私、神田知子と申します。もともと週刊文春で、この年末、去年の12月まで記者をしていました。その際、もともとは永田町とか皇室周りを主にフィールドとして取材をしていて、永田町にはいろんな方に質問状をばんばん送ったりとか、直撃をいろいろしていたんですけども、それとは別に、あびる優さんの連れ去りの問題を取材してですね、この問題は非常に社会的に大きな問題じゃないかと感じて、この共同養育については非常に思いがあるテーマの一つです。過去の週刊文春を例に出して紹介をしたいんですけども、この連れ去り事例、少しイメージが湧きやすいように有名人のものを用意しました。

1つ目は、私が担当をしたあびる優さんのケース、これは離婚時は父親が親権者となったんですけども、その後あびる優さんが親権者変更、子どもの引き渡しの申し立てを行って、裁判の結果、引き渡し認められました。しかし、元夫が子どもが泣いて嫌がっていると言って拒否。直接強制執行にもなりましたが、10分15分ほどで執行官が子どもが泣いていると言って子どもの引き渡しは行われないまま終わりました。

同居していた頃に、非常に仲が良かった母子だったんですけども、裁判が続く中でお母さんに対して敵視するようになって、面会交流をしていても、あんたは生んだだけのただのおばさんって言うようになり、母子共に会うことに対してストレスがかかるようになってしまっただけで、結局面会交流もまもなくなくなりました。あびるさんのケースは、司法の場で決められたことが全く実行されない。また、それについてどうすることもできない。司法も行政も、児童相談所に相談しても何しても、全く誰も助けてくれなかったという現状がありました。

続いて福原愛さん、これは週刊文春がよく取材していました。もともとは福原愛さん、台湾人の元卓球選手とご結婚をして、お子さんをお二人もうけたんですけども。離婚後は共同親権。主に台湾で元夫の方が監護をしていました。離婚後に面会交流で福原さんが台湾に迎えに行き、長男と共に日本に一時帰国。その後、長男を戻さないまま、これは留置、連れ去りになるんですけども。留置をしました。福原さんには、裁判所から子の引き渡しの保全命令が出ましたが、結局福原さんはそれを従わず、元夫が刑事告訴をして受理されました。

そういったこともあって、最終的に福原さんが元夫に長男を引き渡しています。福原さんは、警察が受理して捜査をしていなかったら、子どもは父親のもとに引き渡されなかった可能性が高いのかなということに非常に思いました。

次は先ほど市村先生が出していらっしゃる、お話しされている内容もそうですし、岩崎さんのケースとも非常に近いんですけども。婚姻期間中にも共同親権下にある中で、ある日突然あの菊川怜さんが子供を連れて出て行ってしまったというケースです。お子さん3人いるんですけども、突然連れ去って、一時、全く行方が分からないような状態になっています。通っていた幼稚園にも子供を通わせないようになりました。この未成年者略取および誘拐罪で元夫が刑事告訴し、こちら受理されています。

菊川さんについているシッターさんが、酒席に子供を連れて行っていたことがわかって、子供が児童相談所に保護される事態にもなっていました。この菊川さん側は、本当に市村さんがおっしゃっていたようなケースと同じかどうかは全くわからないんですけども、この離婚のときには周囲にDVを主張していたものの、文春が取材をした時に証拠は出てこず、男性側は明確に否定をしていました。ただ、ちょうどその文春の取材をしていたからかわからないんですけども、そのタイミングで協議離婚が成立をしています。これが高葛藤事例。

しばはしさんがやっていたらっしゃるように、うまく父母間の連携が取れているケースもあって、例えばそのしばはしさんの団体と一緒に対談とかもされていらっしゃると思いますけど、この窪塚洋介さんのケース、こちらは本当に離婚された後も、この今の奥さんと前の奥さんが揃ってお子さんの誕生

日会をお祝いしたり、非常にこう円満にいつているケースです。そこまで行くのには非常に葛藤はいろいろあったようですが、それでも子供の親として双方が関わるということをやうまくやっています。

また、タレントのシェリーさん、今現在はオーストラリアに移住をしているんですが、シェリーさんがお子さんを引き取って、週2回以上はオーストラリアに移住する前は、お父さんの方にお子さんを預けて共同養育も実現していらっしやいます。過去のインタビュー等々ですね、見ていても、あの『結婚してる時にはワンオペだったけど、別居をすると逆にその元夫が見てくれて、一人の時間を持てるようになって、これはこれで結構うまくいつている』っていうようなお話があって、こういう風になるのが理想ではあるんですが、その高葛藤事例の方にやはりいろんな問題があって、これがうまく解決できるようになればいいと思います。はい、以上です。」

池田氏「はい、ありがとうございます。ということで、今事例の紹介で、やっぱり高葛藤事例は多いような感じですね。この法改正によってこういう事態が解決されるのかというと、なかなかそこまで行くかどうかかわからないわけでごさいます、あの、そういった点も踏まえてですね、今日は今お話ししやすいようにという意味も含めて具体的な事例を紹介していただきましたけれども、ここからですね、まあ以上の事例を踏まえた、あの、ご意見表明ですとか、必要に応じて、ご発言いただいてというふうに思っています。」

三谷氏「すいません、一応私の方から進めさせていただきますけれども、まずお願いをさせていただきたいんですが、今の連れ去り事例というものに関しては、Aさん、Bさん、Cさんという前提で話をさせていただきたいと思います。事実かどうか裏付けも取れてないです。なのでAさん、Bさん、Cさんという前提でですね、お話をさせていただきたいというふうに思います。

三谷氏「特に考えていく必要があるのがこのBさんのケースだと思います。共同親権とは何かということを実際にうまく伝えて、その多くの人理解することができるよう、そういったケースにはなったと思います。今、日本には共同親権というものが基本的にはありませんから、子供を持っている側が、そして親権者であれば、もう勝手に引き離してもそれで終わってしまう。居所を移していいよという合意もしていないわけです。だけれども、別居ということによって、当然に居所を変えること、そして別居親と会わせないことが正当化されるという、それが今までの法制度であり、それが文化であった。

先ほど岩崎先生がおっしゃったように、今の法律っていうのが相手方を悪く言えば言うほどですね、自分の親権を確保するための素材になっていくものですから、とにかく裁判所で悪口を言まくって親権を確保する、とにかく相手と引き離すことで親権を確保するっていうようなことが諸悪の根源だと僕は思っていました。今回の法改正によってですね、共同親権で離婚をして、先ほどしばはしさんが指摘をされたように、協力義務違反の側が親権を失うんだという法制度にすれば、そういう法制度を厳格に運用すれば、相手を引き離す、あるいは相手を攻撃するっていうことによって、逆に、マイナスになる。そういう意味では、全く反対の事例としてBさんの事例が伝わったと思う。だからナイスに振る舞わなきゃいけないんだよっていうことを法改正後も広げていきたいなというふうには思っているという状況です。」

市村氏「はい。ありがとうございます。今、三谷先生がおっしゃっていただいたようになることを私も願います。ただ、今さっきも申し上げましたが、結局その高葛藤を生み出している現状があると思うんですね。これまで犠牲になっておられる方は、遡って救ってあげないといけないなと。]親として子供をどんな状況になろうと育てていくのは当たり前話でありますから、会えないのは当然あり得ないです。今度共同親権になりますけれども、今でも離婚前はそもそも共同親権なんですよ。その共同親権下でも子どもに会えないという状況があってですね、これから絶対そういうのを起こさないように、つまり、さっきのCさんのケースですね、さっきのCさんのケースのようなものが今後起こらないようにしていかなきゃいけないと同時に、これまで犠牲になった方が今苦しんでいますので、おそらく先生も間違いなくそのお一人でいらっしやいますから、こうした思いをしている方ですね、やはりこれは救ってあげなくちゃいけない、一緒に戦ってあげないといけないと、このように思っているところであります。だから、そのような流れを私は、とにかくCさんのケースを何とか

するということを今ちょっと考えて動かしていただいているところであります。」

しばはし氏「私思うんですけど、高葛藤も低葛藤も結構紙一重だと思っていて。我々ともすれば裁判所、弁護士の素晴らしい方もいらっしゃると思うんですけども、悪化させるような弁護士のところに行ってしまうと高葛藤になってしまう。私たち ADR とかペアカウンセリングをやってるんです。離婚したとしても、争わないような形で終結していく。2 パターンあって、どっちに振れるか初動がすごい大事で、サポート体制によって悪化してしまうのか、そうならないかっていうのがあると思います。最初から低葛藤、高葛藤って決まっているものではないと思うんです。『子供を連れ去ろうとしています』というご相談が来て、それを『逃げなさい』と言ったら高葛藤になりますね。ただ、子供のために相手と争わない方がいいよ、とにかく離婚したいんだとしたら、子供を会わないと絶対相手が納得しないよって話から始めていくと、父親と母親の関係を続けなきゃいけないんだってことが前提になるので低葛藤で済むんですよ。父母間のわだかまりの解消をして、父母としてやっていかなきゃいけないんだってことをいかに早くに投入していくか、そこに尽きるのかなんていう風に思うところです。」

岩崎氏「僕の印象はですね、僕のケースもそうだったんですけど、その離婚するまでですね、親権についてほとんど知らない人が多いと思うんですね。結婚するときも、子供が生まれるときも、親権がどうなってるんだらうっていうのは、知らない以上に意識しないと。それで僕はそれが結構ですね、そのやっぱりいざ離婚ってなって親権ってどうなんだろう？って考えた瞬間に、たくさんの争いの事例が溢れ流れ込んでくるものですから、急に焦ってしまってますね、それでテンションが上がっちゃって、それで相手に対する敵意が生まれる、『取られたらいけない』っていう臨戦態勢に行くっていうような流れがあると思うんです。

ですからその入り口の結婚するところでですね、あの親権のレクチャーみたいなもの、しばはしさんがおっしゃったような、離婚に至っても争ってはいけないということとか。あるいは、第1子が生まれるタイミングで、そういうことについて、早いうちからですね、レクチャーするのが大事なかっていうのはすごく思いました。」

長谷部氏「はい。今親権のお話がありましたけれども、私が目にした、耳にしたそのアメリカのハワイ州のケースですけども、えーと、まあ、離婚をするとアメリカでは2つ親権は2種類あって、リーガルとフィジカル。リーガルというのは子供について何かを決める時に誰が権利があるかで、2つ目のフィジカルというのは誰と一緒に過ごすかということですね。で、片方によっぽどのことがない限りは、アメリカの家庭裁判所ではフィフティーフィフティーが子供にとって良いだろうという基準になっているそうです。私が先ほど例に出しました私の知人の例でも親権が50対50になったんですね。その時に本当は彼女は元夫に子どもたちを会わせたくないという気持ちが強かったそうなんです。けれども、あのアメリカでその法律があるものですから、フィジカルに2週間ずつ会わせなきゃいけないということだったんで、会わせるようになったということです。で、私が聞いた子どもたちの気持ちの変化ですけども、最初はお姉ちゃんが父親に対して恐怖心が生まれていて、会いたくないと泣いていたということなんですけども、実際に会うようになっていったら、もともと自分はお母さんとお父さんから生まれていて、お父さんを排除するっていうことは自分の半分を認めていないことになる。お父さんと過ごすようになって、お父さんを認めて受け入れるようになったら、自分の半分も肯定できるようになったと言っていたのがとても印象的でした。男の子の方もやっぱりあのお父さんとかできない経験があるという話をしていたのが印象的でした。もう一つ、離婚した後に共同養育をしていく中で、夫婦間の感情にも変化が生まれたそうなんです。法律で子供を勝手に連れて帰れない。旅行に行く時も口頭での約束ではなくて、旅行であっても国際間の移動があるときには、やっぱり書面で交わしてから旅行に連れて行くそうなんですけれども、そのように夫と育てていくうちに、一緒にいた時よりも良い関係になったというふうに言っていたのが印象的でした。

子供にとって、その両方からの愛情を受ける権利があるというのがアメリカの考え方なので、それはおそらくその子供には子供の意思があるっていうのを、その親権云々だけでなく、例えばその子供がお医者さんにかかる時も、子供が署名しなきゃいけないんですね。子供の病気を親に伝えていいですか？というところに、はい、伝えていいですと。学校の書類もそうです。子供には子供の意思があるっていうのを認めるっていう文化が多分根底にあるんです。そこが日本と大前提として違うんだろう

なというふうに思い、日本では子供の意思がないがしろというか、残念なんじゃないかなというふうに思って感じております。」

紀藤氏「あの事案を整理すると、あの高葛藤事案というもののの中には、真正の高葛藤と偽装の高葛藤があると思うんですね。擬態というかですね、多くの擬態の高葛藤は誰かが伝えたから、あるいはルールがそうになっていたからというところにかかなり依存しているんじゃないかと思うんですね。この真正の高葛藤は恐らく離婚の現実を見てると、百パーセントゼロには絶対ならない感じがします。あのDV案件もありますけども、一方で明らかに人格が破壊されているような相手方っていうのはやっぱりいるんですね。世の中的には。それで結婚しちゃったっていう相手方がいるわけであって、そうするとその話がそもそも通じませんから、あのそこの辺りはちょっとその、最終的には残る部分があるのかなと思うのが一つあります。それからその離婚の現場で遠方というのは共同養育かなり難しいですね。それらのことが前提にあるんですけれども、今議論すべきはそこではなくて、擬態された、真正でない高葛藤事案。その真正でない高葛藤事案は、弁護士のアドバイスとか、家庭裁判所のアドバイスとか、あるいはもともと親権についてほとんど教育されていないというシステム。子供が生まれるときには昔は母親学級ってのがあって、子育てについて事前に勉強するっていうものがあったと思います。母子手帳というものもあるんですね。今では、男性も育児を手伝わないといけないということで、母子学級だけじゃなくて、父親も一緒に参加して、生まれる時からその後の育児まで、どうやって子供を抱えるのかも含めて全部教えてもらおうというのがあると思うんですが、その時に確かに親権って何なの？とか、親と子どもの関わりは何なのかとか、そういうことをきっちり教えるシステムがそこであれば確かに基礎知識からだいぶ変わるのかなというふうに思うんですね。そういうような運用で変える面はあると思うんです。

ただ、私は先ほど一番冒頭に言ったように、やっぱりルールをきっちり作らないと、擬態された高葛藤事案というのは多分修正できないんだろうなというふうに強く感じております。アメリカは子供の人権側から捉えるというアプローチ。ヨーロッパでは、もともと子供は親のものじゃなく、公共のものだという前提があるから。そういう発想なので、親だけじゃなくて、例えばおじいさん、おばあさんとかですね、親族とかですね。そういう関係性まで考えていく。親だけの親権だけではないものも考えていかなければいけないという考え方。結論から言うと、これからますます日本は多様性ある社会になっていくとなると、今までみたいに日本人がなんとなくルールはわかっているっていうような社会じゃなくなると思います。米国のように、あるいはヨーロッパのように、移民などが入ってくるような社会だとすると、「こういうことはしちゃいけませんよ」ということがはっきりルール化して、それが事前に明示されていると、結果的に共同養育が達成できるということになりますから、ますます議会の役割が最も重要になっていくと思います。ルールを決める議会の役割が最も重要で、そのルールを決めていく中で、これは犯罪になりますよ、あるいはこれは損害賠償の対象になりますよ、これは親権が剥奪されますよと、そういうようなルール作りが重要なのかなと私は感じています。」

池田氏「真正でない高葛藤をどうするか。円満解決に向けた何か動き、力を誰がそれを提供するのかとか、そういう議論もあると思います。それからもう一つは、今おっしゃったルール化の問題ということで、これは立法府の責任ということで言及がございましたので、この立法府のお二人から、今新法施行を待つ段階ではありますものの、今紀藤さんからも問題提起がありましたので、立法府として今のお立場の中でどういうふうにお考えかということを披歴していただけたらと思いますので、市村さんからお願いします。

市村氏「はい、ありがとうございます。私はまず共同親権については当たり前だと思っておりました。そもそも単独親権になっていること自体が驚きだったんですけど、それこそ私もあまり意識してませんでした、そういうことを。おそらくさっきも紀藤先生からありましたように、日本って結構社会規範があったんですね。法律、法以前のところでなんとなくわかるだろうという社会で来たはずなんです。親が当然子供を育てるのは当たり前の話であったと思うのですが、しかし、その辺のルールがなんかもう共通認識だとは思っていたことが共通認識でなくなってしまってきたなという。これは残念に大変思ってるんですが、その時は今おっしゃっていただいたように、立法府の役割はしっかりとルール決めをしていくということにしないといけないなと思います。やはり偽装DVとかですね、まさにでっち上げとか、こういうのが大変問題だと思います。そのでっち上げられて、加害者に

されるということがある、実はこれは共同親権になろうとなかろうと、こういうでっち上げがですね、まかり通ってしまうような状況を放置してしまうとですね、どういう法律作っても変わらないなと思います。だから、そういった意味では、立法府は国権の最高機関でありますから、国権の最高機関がきちっとこうした問題にですね、司法とか行政に対してもしっかり物申していく必要があると思っております。しっかり頑張っていきたいと思っておりますので、またご指導くださいませ。ありがとうございます。」

三谷氏「はい、ありがとうございます。あの一、先ほど紀藤先生がですね、2点の視点をいただいたというふうに思います。一つは、立法府としてどうルールを作るかという点です。今、日本はヨーロッパの国とは違っていて、協議離婚が大半を占めているという、そういった国でございます。で、裁判離婚であれば、当然ながら離婚後子どもをどのように養育するかということも、しっかりとそこを定めることができるわけです。で、こういった共同親権を導入するっていうことをきっかけに、じゃあもう協議離婚という制度をなくすかというような議論もあったわけですが、やっぱりそうすると、あの、非常に離婚に対するハードルも上がってしまう、いろんな異論もあったものですから、協議離婚というものは存続をさせ、そしてそういった流れの中で、本当はですね、やっぱりその共同養育計画というものを、離婚をする際にしっかりとあの合意をするというところまで、やっぱりあの求めたいという思いは当然ありました。」

そういったことがなければですね、今までと同じような形になってしまいかねないというような危機感もありました。なので、国会議員としては、この共同養育計画を策定するということまでルール化はできませんでしたが、だからこそ、その分しっかりと今後の運用の中で共同養育計画をしっかりと結んでいただく、作っていただくということを求めていきたいというふうに思っております、今、裁判所の方では、法務省を中心になんですけど、まずは法務省でこの共同養育計画を海外の事例を参考にしながらサンプルを作っていただいている状況でございます。

そのサンプルの中身を見ればですね、当然ながらアメリカであろうとヨーロッパであろうと、先ほど岩崎先生の話にあった月1回みたいな次元ではありませんから。今話にありましたけど、フィフティーフティに近いようなところが共同養育だということを前提としたサンプルになるよう持っていく、サンプルを示す。そのことによって国会議員としての意思というものが表していきたいというふうに思っておりますので、まずはそういった観点で頑張っていきたいというふうに思っているのが一つ。

それからもう一つですね。やっぱり現場が変わらなければいけないという点も、お話をいただきました。だからこそ、今、あの最高裁においてですね、裁判官あるいは、えー、家裁の調査官に対する諸々の研修というものをしっかりと進めていただいているところであります。今までは夫婦が高葛藤であれば、やっぱり夫婦は会わせちゃいけないから、子供はどっちかに帰属させて、もう子供は向こうの親に会わせませんみたいなのが当たり前ではあったんですけども、そうじゃないんだよという、法律が変わったことによって、協力義務っていうものが生まれたんだよっていうことを、我々の立場としてはしっかりとどう家裁の調査官にそれをもう骨の髄までわかっていただく。それが本当にこれから与えられた大きなテーマだというふうに思っております。現場が変わらないと本当に意味がないという、それも紀藤先生のその、そのご指摘は本当にその通りだと思いますが、その危機感を持って、これからも諸々の発言というか活動を進めていきたいというふうに思っております。私からは以上です。」

紀藤氏「さっきルールのお話をしましたけど、あの、実際の現場では、あの例えば偽装DVは、偽装DVすると面会交流って事実上認められないんですよ。偽装DVが認められると、そういう現状になっているんです。間接面会交流っていう何か意味のない言葉まであるんですよ。裁判所の本にまで載っているんですよ。裁判所の本にまで。裁判所が作ったですね。間接面会交流って、そもそも面会交流してないんですよ。写真を送るだけとかね、プレゼントを贈るだけとか、そういうようなものまで間接面会交流と言われてしまうと、それはいくら何でもね、それを面会交流という概念の枠組みに入れることもおかしいんですけども。こういったものは、単純に運用でできるものなのかどうかということもちょっと考えなきゃいけないんですけど、例えばね、偽装DVに関しては、あの偽装DVを理由に面会交流を否定できないと。簡単に言うとDVを立証しなければ、面会交流を否定する根拠に

ならないというぐらいのルールがあれば、面会交流自体はできるんですよ。なぜそう思うのかというと、DV 防止法についても児童虐待防止法についてもストーカー規制法についても、少なくとも DV 防止法上の面会禁止処分だと家庭裁判所の許可が必要であるとか、ストーカー規制法だと警察が入って警告を発するとか、児童虐待防止法だと児童相談所の調査が入るとか、きちっとした中立的な第三者の少なくとも目が入っているんですよ。

ところが、面会交流の事件をやっていると、偽装 DV 問題でも「DV」ということを言った瞬間に、それが一定程度一回でも怒鳴ったみたいなのがあると、それが DV という認定はともかくですね、面会交流が難しくなる。そこに何の公のお墨付きがないわけですよね。公にお墨付きがない DV は DV じゃないっていうルール作りをすれば、面会交流はできるわけですよね。だから、実は DV を立証する側が立証すればいいわけであって、本当に DV があるのであれば、それはちゃんと家庭裁判所の認定を受ければ良いわけですね。そういうようなルール作りをする必要があるんじゃないかなというふうに思います。

今家庭裁判所で努力しようとしていることは、面会交流をできるだけ推進するという話なんですけど、一方で、その家庭裁判所で実際に争われている現場は、あまりにもその子供の面会交流を許さない側にシフトしているし、それから対立する側にシフトすると。お互いに争うためになんかいろんなものを説明しなきゃいけないんですよ。説明するために対立する。だけど警察に言ってくださいって言ったら、多分警察取り合わないっていう話になる。一度怒鳴ったぐらいで警察動かないんですよ。それは継続的に動くから問題があるわけであって。それからその一度怒鳴っていることを誘発されてしまうと、それがテープで録音されていると実務的にはかなり難しくなるんですよ。だけど、男女間の問題、親子間の問題、家族の問題の中に喧嘩は当然あるわけであって、その喧嘩の延長線上での問題によって子供に悪影響を与えるような、このシステムそのものがおかしいんですよ。

そこを解決していくとなると、結構離婚制度も含めてですね。まさに今三谷さん言われたように離婚制度も含めて考えていかないといけないし、離婚あのドラスティックに言うと、離婚は海外では離婚は確かに裁判離婚が多いわけなんですけど、それは理由があって裁判離婚が即決なんですよ。基本的に日本の協議離婚が即決になるのと同じように、裁判離婚は即決なんですよ。だから事実上 90%ぐらいは多分即決離婚、90%以上と言っているのかもしれませんが、あの、日本は裁判とか調停など厳密に争うことになるんですけど、ほとんどの場合お互いに片一方が離婚したいと言ったら、ほとんどもう離婚は即決で認められるという制度だから、弁護士費用なんて数万なんですよ。数万。だけど日本だと厳密に争うから、弁護士費用というのはいきなり 20 万円から 30 万円になるんですよ。数万の国と 2、30 万の国というのはやっぱり違うんじゃないかと思うし、離婚に関してもう少し柔軟に考える法制度というのがあれば、即決離婚ができるので、裁判離婚ということを前提にしてもいいんですけど、今の離婚制度があまりにも厳密に争われていて、調停や裁判まで起こすと 1 年半とか 2 年とか、調停だけで 1 年、場合によってはですね、裁判で 1 年半ってなると 2 年半でしょう。その間に子供とほとんど会えないとか、そういうことになってしまっていて、その間に子供は親のことを忘れてしまうと、これも非常に大きな問題。調停や離婚があまりにも時間がかかりすぎるという問題を解決しなければ、実務は多分改善しないと私は思うので、そういうところも含めてですね、ちょっと国会で大きく議論していただきたいと思っています。」

池田氏「ありがとうございました。最後に紀藤先生から大変重要な論点整理もしていただきました。今回このシンポジウムの主催をしまして、ジャーナリストの場の腰が引けていること、このテーマは手をつけないみたいな話になっていることを実は初めて知りまして。それだけに非常に根が深く、かつ幅が広いんだということを改めて認識させられたところで、政策論争としても非常に重要なテーマだと思っています。皆さん大変ありがとうございました。それでは、これにてですね、本日のこのシンポジウムは閉会させていただきます。皆様ありがとうございました。」